

生徒心得

この心得は、本校の教育目標に則り校内外を問わず常に生徒としての品位を保ち、互いに協力し合って望ましい人間関係をつくり上げることを目的とする。

1 交友・礼儀及びあいさつについて

- (1)友人との交際は、互いの人格を尊重し明朗健全であるよう心がける。
- (2)来客、保護者、教職員に対して、礼を失しないよう心がける。
- (3)生徒相互のあいさつは、親しみと敬愛の気持ちを保ちつつ、社会に正しく通用する言葉で交わすよう心がける。

2 諸活動について

- (1)ホームルーム、生徒会、農業クラブなどの役員は、それぞれの役割を自覚して託された任務の積極的な遂行に努める。
- (2)部、同好会、学校祭、体育大会、その他行事には積極的に参加し、それらの目的を達成するよう努める。

3 通学について

- (1)登校、下校の際は交通法規を守り、無作法な言語、態度を慎み、公衆の迷惑にならないようにすること。
- (2)列車、バスでの通学のときは、乗降や車内において秩序や規律を守ること。
- (3)登校、下校時において止むを得ない用事のほかは、他所に立ち寄ることなく登校又は帰宅すること。
- (4)列車、バスの発車時間の待ち合せは、なるべく学校内ですること。

4 所持品について

- (1)自己の持ち物にはすべて学科、学年、学級、氏名を明記して保管に責任を持つこと。
- (2)学習、その他課業に不必要と認められるものは、いっさい校内に持参しないこと。

5 校内生活について

- (1)集会には秩序ある行動で速やかに集合し、静粛を第一に心がけること。
- (2)昼食は、原則として各ホームルームにおいて所定の時間に行うこと。
- (3)学校の許可なく募金及び物品の貸借や交換をしてはならない。
- (4)学校の納金については定められた期日までに必ず納めるよう心がけること。

6 校外生活について

- (1)外出に当たっては、下記の事項を守ること。
 - ア 高校生として常識のある服装であること。
 - イ 帰宅時刻は、午後9時までとする。
 - ウ 外出先や同行者名、帰宅時刻を必ず家族に告げること。
 - エ 外泊は禁止する。止むを得ず外泊するときは、保護者の許可を得ること。
- (2)補導員や取締機関の注意などを受けたときは、素直に指導を受けるとともに担任教師に申し出ること。

- (3)万一事故が発生した場合には、直ちに保護者、ホームルーム担任、学校その他関係機関に連絡して対処してもらうこと。
- (4)身分証明書は常に所持し教師、鉄道係員、警察官、補導員、関係者の請求があったときは提示すること。
- (5)校内外を問わず喫煙、飲酒、賭事、あるいはその疑いを受けるような行為をしてはならない。
- (6)未成年の出入りが禁止されている施設への出入りはしないこと。
- (7)スナックなど、主に酒類を供する店への出入りは禁ずる。
- (8)下宿等の環境は、勉学にふさわしい場所を選ぶように心がける。
- (9)映画、興業物の観覧は高校生としてふさわしいものを選択すること。
- (10)登山、キャンプ、海水浴などの実施に当たっては、指導者としてふさわしく責任ある人を選ぶとともに、無謀な行動を避け常に健康と安全に心がける。

7 届出を必要とするもの

次の事項は、ホームルーム担任又は担当教師に届出、又は口頭により了解を得ること。

- (1)欠席、欠課、忌引、又は遅刻、早退するとき。(事前届出を原則とする。)
- (2)校舎、校具を破損したとき。
- (3)物品や金銭が盗難、紛失にあい、又は拾得したとき。
- (4)同居家族又は近隣に感染症が発生したとき。
- (5)事故、災害及び病気になったとき。
- (6)他人から暴力や脅迫などを受けたとき。
- (7)住所、氏名に変更があったとき。
- (8)保護者、保証人に変更があったとき。
- (9)アルバイトをするとき。

ア 届出方法

- (ア) 保護者は、生徒の学業遂行状況を担任に確認し、無理なく安全に就業できることを確認する。
- (イ) 所定の「アルバイト届」に保護者が必要事項を記入し、担任に提出する。
- (ウ) 届出内容について生徒指導部で審査する。必要に応じ、生徒・保護者・事業所等に確認をとることがある。

イ 届出条件

- (ア) 高校生の外出時間帯であること。
- (イ) 定期試験1週間前及び期間中は学習に専念するためアルバイトをしないよう保護者が責任を持って指導する。
- (ウ) 高校生として不適切な場所や未成年者出入り禁止場所、酒場、高校生としての本分に反したり、危険を伴う就業内容でのアルバイトをさせないよう保護者は指導監督に当たる。

8 許可を必要とするもの

- (1)登校後に校地外へ出るとき。
- (2)休日に登校するときは事前に許可を受けること。
- (3)自動車運転免許を取得するとき。
- (4)遠距離の旅行、登山、キャンプ、海水浴などをするとき。
- (5)自転車通学をするとき。
- (6)下宿、間借りなどをするとき。
- (7)校内における団体の結成、集会、掲示、印刷物の配布、放送などを行うとき。
- (8)異装などのとき。(規程外の服装をしなければならないとき)
- (9)校外で諸団体に加入するとき、あるいは校外で団体及び個人の主催する諸行事に参加するとき。
- (10)外来者との面会を行うとき。(ホームルーム担任などの許可を受ける)

9 携帯電話・スマートフォンの利用について

(1)学校内のルールについて

- ア 朝S H R 前(挨拶前)に専用箱に入れ、帰りのS H R 後(挨拶後)に専用箱から取り出すこと。
- イ 預ける際は電源オフにし、破損状況を確認すること。
- ウ 受け取り時に破損状況を確認し、傷等があれば直ちにH R 担任に申告すること。
- エ 遅刻した場合は、第1職員室に入室許可書を取りに来た段階でH R 担任もしくは学年団に預けること。

(2)学校外の発信・着信

- ア 通学時、特に踏切や横断歩道を渡りながらの発信又は着信をしないこと。
- イ 自転車を運転しながらの発信又は着信をしないこと。
- ウ 公共施設(病院、駅、バスターミナルなど)や公共交通機関(電車、バスなど)での発信又は着信については、それぞれの定められたルールを遵守すること。

(3)過大な自己責任を伴う事項について

- ア 法令によりアクセスが禁じられたサイトにはアクセスしないこと。
- イ 架空請求、フィッシング詐欺行為等が疑われるサイトや受信メールには応答しないこと。
- ウ 自分の住所、氏名、メールアドレス等をネット上(メールや掲示板、ホームページ等)に書き込む行為をしないこと。
- エ 本人の同意なく他人の顔や身体の画像、動画の撮影をしてはいけない。
- オ 他人の画像や個人情報をネット上(メールや掲示板、ホームページ等)に書き込む行為は重大な犯罪である。
- カ メール的大量送信や脅迫ととられる文面の送信など、嫌がらせメールは重大な犯罪である。

服装頭髪等の規程

1 服 装

(1)本規程に基づく本校指定の制服を着用するものとする。

(2)正 装

ア 正装とは、ジャケット・ネクタイ（リボン）を着用した状態をいう。

イ 学科・学年をあらわすピンバッジは所定のものを襟に付ける。

ウ この他に参加団体やクラブ、生徒会、農業クラブ等の記章は襟に付けることができる。

(3)略 装

ア 略装とは、ジャケットを着用しない状態をいう。

イ 夏季略装は、ジャケット・ネクタイ（リボン）を着用しない状態をいう。

ウ 夏季略装時はシャツのボタンは第1ボタン以外は必ず留める。

エ 夏季略装期間は原則として6月から9月までとするが、「夏季略装許可期間」とし、気温に応じて正装で登校してもよい。

2 服装規程細則

(1)着こなし全般

ア シャツの衿ボタンは必ず留める。

イ 夏季略装時以外はネクタイ（リボン）を必ず着用する。

ウ 夏季略装時以外は、シャツはズボン又はスカートの中にしまうこと。

エ 集会などの正装指定時はネクタイ（リボン）を必ず着用すること。

オ ニットベストについては学校で指定しているものを着用すること。また、年間を通じた着用も認める。

カ スカート丈は膝を標準とし、膝頭が見える程度を短さの限界とする。

キ スラックスについては正装に準じるものとし、年間を通じた着用を認める。

ク ストッキングは黒又はベージュとする。

ケ ルーズソックスは禁止する。

コ ズボンについては下着が見えるほど下げて着用してはいけない。

サ スカートについてはウエスト部分を折り曲げて着用してはいけない。

シ サイズの合わない制服又は改造制服については、直ちに制服取り扱い業者を通じて修正させる。なお、改造制服やサイズの合わないものを販売した業者は、販売店指定を取り消すこととする。

ス ワイシャツは本校指定のもの（学年色の学校ネーム入り）を着用する。

セ ベルトは本校指定のベルト（学校ネーム入り）を着用する。

(2)頭 髪

髪の色・パーマの加工、極端な長髪、周囲に威圧を与えるような奇抜な髪型、まゆ毛の剃り落としなどを禁ずる。

(3)装飾品など

ピアス・指輪などの装飾品、化粧、マニキュア、ネイルアート、エクステンションなどを着用又は施しは禁止する。

(4)はきもの

ア 体育授業時は、学校指定の屋内シューズ、及び運動靴（屋外）とする。その他学校行事などで体育館を使用する場合は必ず学校指定の屋内シューズを着用する。

イ 下駄、サンダル、ゴム草履や靴裏に金具の付いているものは認めない。

ウ 実習用シューズを校内で日常的に使用することを禁ずる。

3 異 装

定められた服装以外のものを着用するときは、担任に願い出て異装の許可を得ること。異装は原則として学校指定体育ジャージとする。それ以外については、担任、生徒指導部長、教頭で検討する。

2023（令和5年）4月1日一部改正

自転車通学及び自動車運転免許取得の規程

1 自転車通学について

- (1)自転車通学をしようとする者は、所定の手続きをとること。
- (2)使用条件
 - ア 整備が完全であること。
施錠、灯火、警報装置、ブレーキ装置等が完備されていること。
 - イ 二人乗り及び並進の禁止。
 - ウ 交通規則の遵守。
 - エ 使用期間は原則として4月より11月末日とする。
 - オ 使用期間内であっても、路面の凍結や積雪があった場合は自転車での通学をしないこと。
- (3)自転車通学を許可された者は、学校より交付されたステッカーを自転車の所定の場所に付ける。

2 自動二輪免許の取得、通学は原則認めない。ただし、就業先から取得要請があった場合のみ、普通自動二輪免許（総排気量 400 cc以下）までを上限として内定後に職員会議を経て認める。なお、自動二輪免許取得に関する規程は自動車免許の取得に準ずる。

3 自動車運転免許の取得（普通自動車、準中型自動車、大型特殊自動車、けん引、自動二輪）

- (1)自動車学校への通学は、第3学年の10月1日以降でなければならない。但し、自動二輪免許の取得については北海道の気候条件を鑑み、内定後に職員会議を経た上で通学を認めるものとする。
- (2)自動車学校への通学を希望する場合は、保護者・本人が自動車免許取得説明会に参加した後、所定の様式により担任から生徒指導部を経て校長に届出て自動車学校通学の許可を受ける。
- (3)登校日における自動車学校への通学時間帯は、授業時間、掃除当番終了後の時間とし、学校生活を優先する。
- (4)免許試験のときは、事前に担任に申し出て許可を受ける。
- (5)免許証を取得した場合は、直ちに学校に届出て所定の手続きを行う。また、免許証の保管は保護者が行い、自動車の使用は卒業後とする。